

宿泊税の

～旅館・ホテルの経営者の皆様へ～

手引

旅館・ホテルの経営者の皆様へ

宿泊税の手引 目次

I	宿泊税について	1
1	宿泊税の目的	1
2	宿泊税の用途	1
3	宿泊税の徴収方法	2
	(1) 特別徴収制度	2
	(2) 特別徴収義務者	2
	(3) 主管都税事務所	3
II	宿泊税の仕組み	4
1	課税客体・納税義務者	4
	(1) 宿泊とは	4
	(2) 宿泊者とは	4
2	宿泊料金	5
3	税率	10
4	課税免除	10
III	特別徴収義務者の登録等	11
1	特別徴収義務者登録	11
	(1) 特別徴収義務者としての登録	11
	(2) 登録の申請	11
	(3) 特別徴収義務者証票	13
2	登録事項の変更等	14
	(1) 登録事項の変更申請	14
	(2) 経営休止・再開の申告	14
	(3) 経営廃止の申告	14
3	申請書等の提出方法	15
IV	宿泊税の申告納入	16
1	申告納入	16
	(1) 申告納期限	16
	(2) 申告納期限の特例	16
	(3) 合算申告	17
	(4) 宿泊税納入申告書	18
	(5) 宿泊税納入書	20

2	納入義務の免除・還付	21
(1)	納入義務の免除	21
(2)	還付	21
(3)	充当	21
(4)	納入義務免除・還付を受けようとする方は	21
3	更正の請求	22
(1)	更正の請求とは	22
(2)	更正の請求ができる期間	22
(3)	請求の手続	22
V	適正な申告納入のために	23
1	帳簿等の記載・保存	23
(1)	帳簿の記載・保存	23
(2)	書類の作成・保存	23
(3)	電磁的記録による保存等	23
2	調査	23
3	更正・決定	24
(1)	更正	24
(2)	決定	24
(3)	更正・決定の通知	24
4	加算金	24
(1)	過少申告加算金	24
(2)	不申告加算金	25
(3)	重加算金	25
(4)	不申告加算金と重加算金の加重措置	25
(5)	隠蔽・仮装があった場合の重加算金の加重措置	26
5	延滞金	26
(1)	納期限後の延滞金	26
(2)	更正・決定に係る延滞金	26
6	審査請求	27
(1)	審査請求の対象となる処分	27
(2)	審査請求のできる期間	28
(3)	手続	28
VI	領収書	29
1	領収書等への表示（お願い）	29
VII	その他	31
1	宿泊税の外国語表記	31
2	リーフレット「宿泊税のごあんない」	31
3	特別徴収交付金制度	31
4	電子申請（eLTAX）	32

Ⅷ 申告書等の様式・記入の仕方	34
宿泊税特別徴収義務者登録申請書	34
宿泊税登録事項変更申請書	35
宿泊税経営休止・廃止・再開申告書	36
宿泊税納入申告書	37
宿泊税月計表	38
宿泊税納入書	39
宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書	40
Ⅸ 東京都宿泊税条例・東京都宿泊税条例施行規則	41
東京都宿泊税条例	41
東京都宿泊税条例施行規則	46
都税事務所、都税支所及び支庁一覧	53

I 宿泊税について

1 宿泊税の目的

宿泊税は、都内のホテル又は旅館に宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

2 宿泊税の用途

東京都主税局 HP にて用途を公開しております。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/shuk/shuk_use



3 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は旅館・ホテルの宿泊者ですが、東京都が直接徴収するのではなく、旅館・ホテルが税を徴収し、かつ、その徴収すべき税を東京都に納入することとしています。

このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、**旅館・ホテルの経営者**です。

- 旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を旅館・ホテル営業で受けたものをいいます。平成30年6月14日以前に、ホテル営業又は旅館営業で許可を受けたものも含まれます。

(例) シティホテル、ビジネスホテル、観光旅館、割烹旅館、ウィークリーマンション等



- 旅館・ホテルの営業許可は、その施設の経営者に対して行われますが、宿泊税の特別徴収義務者となる経営者も、許可を受けた名義上の経営者が該当します。ただし、委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方が別にいる場合には、その方が該当します。

特別徴収義務者には、宿泊税の徴収、申告・納入のほか、各種申請や帳簿保存等の義務が課されています。

● 特別徴収義務者の登録	p.11
● 宿泊税の申告納入	p.16
● 帳簿等の記載・保存	p.23

(3) 主管都税事務所

宿泊税についての事務は、千代田都税事務所で行います。

千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
 〒 101-8520 千代田区内神田2-1-12
 Tel 03-3525-7183(ダイヤルイン) 03-3252-7141(代表)内線 226

- 申告等を郵送で行う場合には、千代田都税事務所にご送付ください。
この場合、控への郵送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
- 各種申告・申請書の受付については、お近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口でもお取り扱いします。p. 53「都税事務所、都税支所及び支庁一覧」を参照してください。
- 各種申告・申請書については、eLTAX（電子申告・申請）により提出することができます。（詳しくは、p. 32 をご覧ください。）

Ⅱ 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税は、旅館・ホテルにおける宿泊に対し、その宿泊者に課されます。

(1) 宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、旅館・ホテルを利用する行為をいいますが、宿泊税においては、旅館・ホテルと宿泊者との通常の契約で宿泊として取り扱われるべきものが、「宿泊」となります。

- 徹夜麻雀などで実際に寝具を利用しなかった場合でも、旅館・ホテルが宿泊の準備をした場合には宿泊となります。
- 夕方から夜半まで、又は夜半から早朝までの旅館・ホテルを利用する行為についても、通常、旅館・ホテルが契約上宿泊として取り扱っていれば宿泊となります。
- いわゆるホールドルーム、キープルーム、デイクース等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、旅館・ホテルが契約上宿泊として取り扱っている場合は宿泊となります。この場合の宿泊者数は、旅館・ホテルで把握する人数とします。
- 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養については、不足する病床の確保が目的であり、コロナ感染者の医療的措置であることから、宿泊にはあたりません。

(2) 宿泊者とは

宿泊者とは、旅館・ホテルから宿泊設備の提供を受け、当該施設に宿泊した者をいいます。

なお、宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

- 2名以上で宿泊する場合、誰が宿泊料金を支払ったかにかかわらず、それぞれの方が宿泊者となります。
- 法人契約、招待の場合など、宿泊した者が宿泊料金を負担しない場合でも宿泊者となります。

2 宿泊料金

宿泊税の課税は、1人1泊当たりの**宿泊料金**により判定します。

この場合の宿泊料金とは、宿泊者が旅館・ホテルの宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次に掲げる額を除いた金額をいいます。

【宿泊料金に含まれないもの】

- ・宿泊に伴い提供される食事及び飲食に係る金額
- ・上記のほか、旅館・ホテルにおける次のような利用行為に係る金額
遊興、飲食、宴会、結婚式、休憩、駐車場使用等
- ・消費税、地方消費税、入湯税などの租税
- ・自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代などの立替金
- ・宿泊者から任意に支払われた心付け、チップ、祝儀等

「宿泊料金」には、いわゆる宿泊料のほか、その名称にかかわらず、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される寝具使用料、入浴料、寝衣代、冷暖房料等を含みます。

また、これらに係るサービス料等についても含まれます。

例1 食事付き宿泊料金

- 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外します。
- 無料で食事等が提供されている場合は、食事等の対価に相当する額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例2 プラン付き宿泊料金

- 旅館・ホテルが企画するエステ、ブライダル、宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外し、宿泊に相当する金額のみを宿泊料金とします。

例3 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

- 企画旅行については、旅行業者と旅館・ホテルとの契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。
- 手配旅行の場合も、企画旅行同様、旅行業者との契約により定められている宿泊料金によります。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき取扱手数料等をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

例4 割引・優待等があった場合における宿泊料金 p.9を参照してください

- 会員割引、一般割引、株主優待などにより、旅館・ホテルが自ら通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きした場合の宿泊料金は、宿泊者が宿泊の対価として旅館・ホテルに支払うべき額（すなわち値引き後の額）となります。

例5 懸賞等による宿泊料金 p.9を参照してください

- 懸賞による宿泊や、企業の接待による宿泊など、**例4**とは異なり、第三者が宿泊料金の全部又は一部を負担する場合は、第三者が負担すべき金額と宿泊者が支払うべき金額の合算額が宿泊料金となります。

例6 補助金・助成金等があった場合の宿泊料金 p.9を参照してください

- 補助金・助成金等は、その名称のいかんを問わず、当該補助金・助成金等が宿泊の対価の全部又は一部として旅館・ホテルに支払われるものであれば、これと宿泊者が支払うべき金額の合算額が宿泊料金となります。**例5**と同様の考え方です。
- 一方、補助金・助成金等が、実質的に当該宿泊料金と直接的に関連した宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

例7 連泊割引における宿泊料金

- 連続して宿泊することにより受ける連泊割引については、日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

例8 延長等があった場合における宿泊料金

- 宿泊の前後に通常の使用時間を延長して客室を使用した場合、当該延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱っていなければ、これを除外したものを宿泊料金とします。

例9 ウィークリーマンション等における宿泊料金

- ウィークリーマンション等における週単位、月単位等の利用契約の場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数で除した金額を一室当たりの宿泊料金とします。

例10 税込み宿泊料金

- 消費税等他の諸税を内税方式としている場合は、税相当分を控除した額が宿泊料金となります。

例 11 外貨建て取引による宿泊料金

- 宿泊料金の外貨建て支払については、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）等に準じて算定してください。）

例 12 複数の者が宿泊する場合の宿泊料金

- 団体旅行や家族旅行など、複数の者が宿泊する場合における 1 人 1 泊の宿泊料金は、まず日ごとの料金を算出した上で、1 人当たりの宿泊料金が明らかかな場合は、これを当該宿泊料金とします。
- 1 人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1 日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を 1 人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに 1 人当たりの宿泊料金を算定します。
- 客室定員を超える宿泊者のうち、その宿泊者が宿泊することにより新たな寝具等の利用がなく、支払うべき宿泊の対価がない場合は、この者を宿泊人数から除外して 1 人当たりの宿泊料金を算定します。計算例③を参照してください。
- エキストラベッド料金のように、特定の宿泊者に帰属しないものについては、これを宿泊料金に含め、その利用者数も当該客室の利用者総数に含めて 1 人当たりの宿泊料金を算定します。計算例④を参照してください。
- 幼児料金、子供料金、ベビーベッド料金など、宿泊料金の総額のうち、特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額については、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。計算例⑤を参照してください。

=計算例= (消費税抜きで説明しています。以下の例でも同様です。)

税率(税額)はp.10を参照してください

1室 20,000円(ツインルーム)の場合

①1人で宿泊

$20,000 \div 1 \text{人} = 20,000 \text{円} \cdots \text{宿泊税額 } 200 \text{円}$

②2人で宿泊

$20,000 \text{円} \div 2 \text{人} = 10,000 \text{円} \cdots \text{宿泊税額 } 100 \text{円} \times \text{延べ } 2 \text{泊}$

③大人2人、子供1人で宿泊(寝具の追加なし)

$20,000 \text{円} \div 2 \text{人} = 10,000 \text{円} \cdots \text{宿泊税額 } 100 \text{円} \times \text{延べ } 2 \text{泊}$

※定員外の1名は除外

④3人で宿泊(エキストラベッド 7,000円を追加)

$(20,000 \text{円} + 7,000 \text{円}) \div 3 \text{人} = 9,000 \text{円} \cdots \text{課税免除(延べ } 3 \text{泊)}$

※特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含める。

⑤大人2人、乳児1人で宿泊(ベビーベッド 3,000円を追加)

$20,000 \text{円} \div 2 \text{人} = 10,000 \text{円} \cdots \text{宿泊税額 } 100 \text{円} \times \text{延べ } 2 \text{泊}$

$3,000 \text{円} \div 1 \text{人} = 3,000 \text{円} \cdots \text{課税免除(延べ } 1 \text{泊)}$

※ベビーベッド代が乳児に帰属することが明らかである。

例 13 連泊中の各日で宿泊者数が異なる場合の宿泊料金

- いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、旅館・ホテルが契約上宿泊行為として取り扱っている場合は宿泊となります。この場合の宿泊者数は、旅館・ホテルで把握する人数とします。

(例) ファミリールーム(定員5名)100,000円を6日間確保した。実際の宿泊は下記のとおりであった。

	宿泊者数	宿泊料金	宿泊税額
1日目	0人	100,000円	0円
2日目	4人	100,000円	800円
3日目	5人	100,000円	1,000円
4日目	0人	100,000円	0円
5日目	5人	100,000円	1,000円
6日目	3人	100,000円	600円
計	17人	600,000円	3,400円

このような場合は、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって、1人当たりの宿泊料金を計算します。

● **例4** から **例6** の整理

割 引 等	<p>例4 のケース（いわゆる旅館・ホテルの“自社割引”の場合）</p> <p>一般割引で宿泊料金 15,000 円を 12,000 円に値引きした（第三者による負担なし）。</p> <p>宿泊の対価（＝旅館・ホテルにおける売上金額） ＝値引き後の 12,000 円（宿泊税額 100 円）</p>
	<p>例5 のケース（いわゆる“第三者割引”の場合）</p> <p>宿泊料金 15,000 円を宿泊者の支払額 12,000 円に値引きしたが、値引き分 3,000 円を A 社（他社）がホテルに対して負担した。</p> <p>宿泊の対価（＝旅館・ホテルにおける売上金額） ＝宿泊者の支払額 12,000 円と A 社が負担した額 3,000 円の合計である 15,000 円（宿泊税額 200 円）</p> <p>※下欄「補助金・助成金等が直接宿泊料金の一部として取り扱われる場合」と同様の考え方です。</p> <p>※他社の宿泊予約サイトのポイント制度に基づくポイント利用等で、旅館・ホテルに補填される収入がある場合も、その額を合算してください。</p>
補 助 金 ・ 助 成 金 等	<p>宿泊料金として宿泊者が 12,000 円を支払った。この際、B 団体から 3,000 円が助成された。</p> <p>→当該助成金が、直接宿泊の対価として（＝宿泊料金の一部として）支払われる場合</p> <p>このような補助金・助成金等も宿泊の対価に含まれます。したがって、助成金 3,000 円を含めた 15,000 円が宿泊料金となります。（宿泊税額 200 円）。</p> <p>※上欄「例5のケース（割引等で第三者の負担があるケース）」と同様の考え方です。</p>
	<p>例6</p> <p>C 旅館では、毎年「業務補助金」として、親会社の業績及び子会社である C 旅館の業績に応じて、親会社から補助金を得ている。</p> <p>→当該補助金が、直接宿泊の対価として（＝宿泊料金の一部として）支払われていない場合</p> <p>このような補助金・助成金等は宿泊の対価に含まれません。したがって、宿泊料金には含まれません。</p>

3 税率

宿泊税の税率は、1人1泊について、次のとおりです。

宿 泊 料 金(税抜き)	税 額
10,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上	200 円

4 課税免除

宿泊料金1人1泊10,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税は課されません。

これは、修学旅行やビジネス利用などの観光目的以外の宿泊には、できるだけ税負担を求めないようにするためです。

課税免除
宿泊料金 1人1泊 10,000円未満の宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

- 課税免除の取扱い等については消費税に準ずるものとし、知事の指定を受けた課税免除対象施設における宿泊で、証明書等の提示があった場合のみ、課税免除となります。
- 課税免除対象施設の指定を受けるためには、「外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書」を、千代田都税事務所又はお近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口へ提出してください。
- この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者の方のみです。

Ⅲ 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者登録

(1) 特別徴収義務者としての登録

次の方は、宿泊税を徴収する特別徴収義務者としての登録が必要となります。

ただし、下記「特別徴収義務者登録を要しない場合」の要件に該当する方の登録は不要です。

なお、登録は営業許可を受けた施設の単位ごとに行ってください。

- 旅館・ホテルの経営を新たに始める方
- 旅館・ホテルの経営をしている方で、特別徴収義務者としての登録が済んでいない方
- 旅館・ホテルの経営者以外の方で、宿泊税の徴収に便宜を有するとして、都税事務所から指定を受けた方

○ 特別徴収義務者登録を要しない場合

料金設定等により1人1泊の宿泊料金（p. 5を参照してください。）で、10,000円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である旅館・ホテルの特別徴収義務者については、登録は不要です。

ただし、料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象となる場合には、特別徴収義務者としての登録が必要となります。

特別徴収義務者登録がなくても、宿泊税が発生した場合には
特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、
発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

(2) 登録の申請

特別徴収義務者（登録を要しない特別徴収義務者を除く。）は、次の期限までに登録の申請を行う義務があります。

- 新たに旅館・ホテルの経営を始める場合 経営開始の5日前まで
- 宿泊税の徴収に便宜を有する者として指定を受けた場合 指定を受けた日から10日以内
- 料金改定等により宿泊税の対象となった場合 対象となった日から10日以内

申請の際は、「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を提出してください。
 なお、提出の際は、以下の資料を添付してください。添付書類はいずれも写しで結構です。

- 添付書類
 - 経営者が個人の場合は「住民票の写し」（法人の場合は不要）
 - 「旅館業営業許可書」
 - 「宿泊約款」
 - 「宿泊料金表」
 - 経営を委託している場合は「経営委託契約書」

【宿泊税特別徴収義務者登録申請書の見本】

宿泊税特別徴収義務者登録申請書										
年 月 日										
受付印 都税事務所長 支 庁 長 宛		(ふりがな)		〒 -						
		住 所		電話 ()						
		(ふりがな)								
		氏名(名称及び代表者名)								
		法人番号								
旅館・ホテル営業の許可	住 所									
	氏 名 又は名称									
	許可年月日						許可番号			
	許可名義人との関係									
施設	(ふりがな)		〒 -							
	所在地		電話 ()							
	(ふりがな)									
	名 称									
設	概 要		床面積	㎡	地上	階	客室数	室	収容人員	名
	経営開始年月日		年 月 日							
	(ふりがな)									
施設所有者	住 所 又は所在地		〒 -			〒 -				
	(ふりがな)		電話 ()			電話 ()				
	氏 名 又は名称									
共同事業者	(ふりがな)		〒 -							
	住 所 又は所在地		〒 -			〒 -				
	(ふりがな)		電話 ()			電話 ()				
送付先等	(ふりがな)		〒 -							
	住 所 又は所在地		〒 -			〒 -				
	(ふりがな)		電話 ()			電話 ()				
氏 名 又は名称										
添付書類		1. (経営者が個人の場合) 住民票の写し 2. 営業許可書 3. 宿泊約款 4. 料金表 5. (経営を委託している場合) 経営委託契約書等								
東京都主税局										

※印の欄は記入しない申請書で提出する場合で、捺の郵送を希望される方は逓信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※入力
※照合
(主管事務所用)
都・宿

(3) 特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証票」を交付します。

- この証票は、旅館・ホテルの宿泊者が見やすい箇所に掲示する義務があります。
- フロントが複数箇所にある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- 特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- 万一、毀損・紛失した場合には、再発行の申請を行ってください。

【宿泊税特別徴収義務者証票の見本（A5判です）】

第 123456 号
宿 泊 税 特別徴収義務者証票
東京都宿泊税条例に定める特別徴収義務者 であることを証する。
東 京 都
<i>Accommodation Tax</i> <i>Special Collecting Agent Certificate</i>
<i>Verified as a special collecting agent as written in</i> <i>The Tokyo Metropolitan Government Accommodation</i> <i>Tax Ordinance.</i>
<i>Tokyo Metropolitan Government</i>

2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（施設名称、送付先等）に変更があった場合は、「宿泊税登録事項変更申請書」を提出してください。その際は、以下の資料を添付してください。添付書類はいずれも写しで結構です。

なお、特別徴収義務者が法人の場合で、代表者の変更があったときは、法人事業税に係る変更登録をしていただければ、改めて宿泊税に係る変更申請をしていただく必要はありません。

- 添付書類
 - 個人の特別徴収義務者の住所又は氏名の変更があった場合⇒「住民票の写し」
 - 宿泊施設の名称が変更になった場合⇒「旅館業営業許可書」等
 - その他の変更事項がある場合⇒「それらの変更内容が確認できる書類」

(2) 経営休止・再開の申告

旅館・ホテルの経営を1か月以上休止する場合は、事前に申告を行ってください。休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の申告を行ってください。

申告の際は「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出してください。

なお、提出の際は、以下の資料を添付してください。添付書類はいずれも写しで結構です。

- 添付書類
 - 休止する場合⇒「旅館業廃止（停止）届」又は「休止のお知らせ」等
 - 再開する場合⇒「営業許可書」又は「再開のお知らせ」等

(3) 経営廃止の申告

旅館・ホテルの経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出してください。

- 添付書類
 - 「旅館業廃止（停止）届」の写し
 - 「特別徴収義務者証票」の返還
- 紛失等により返還ができない場合は、「特別徴収義務者証票紛失等届」を提出
※経営廃止した日までの宿泊税も、合わせて申告納入をお願いします。

3 申請書等の提出方法

特別徴収義務者の登録・変更等に係る申請・申告は、千代田都税事務所又はお近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口にご提出いただくか、電子申請・申告してください。

なお、申請書等の提出を郵送により行う場合は、千代田都税事務所に送付してください（p. 3 「(3) 主管都税事務所」を参照してください。）。

●登録・変更に係る申請等

申請書等	要件	時期	添付書類
宿泊税特別徴収義務者登録申請書	新たに旅館・ホテルの経営を始める場合	経営開始の5日前まで	個人の場合は 住民票(写し) 旅館業営業許可書 宿泊約款 宿泊料金表 等 (p. 12参照)
	宿泊税の徴収に便宜を有する者として指定を受けた場合	指定を受けた日から 10日以内	
	料金改定等により新たに宿泊税の対象となった場合	対象となった日から 10日以内	
宿泊税登録事項変更申請書	特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	変更事項を証明するもの (p. 14参照)
宿泊税経営休止・廃止・再開申告書	旅館・ホテルの経営を1か月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	旅館業廃止(停止)届等 (p. 14参照)
	期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開しようとするとき	営業許可書 等 (p. 14参照)
	旅館・ホテルの経営を廃止した場合	廃止した日から 10日以内	旅館業廃止(停止)届等 * 証票(返還) (p. 14参照)

※ 控えが必要な場合は、控用としてもう1枚提出してください。

※ 上記の申請書等の用紙については、東京都主税局のホームページ(p.54 参照)からダウンロードすることが可能です。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/kakusyuyoshiki/shomei/z8>

IV 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」により申告するとともに、その申告税額を「宿泊税納入書」により、納税することになっています。

期限後に申告されますと、不申告加算金がかかります。

期限後に納入されますと、延滞金がかかります。

(詳しくは、p. 25 をご覧ください。)

※ 月末が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は、その翌日が申告納期限となります。

〔 12 月の申告納期限は翌年 1 月 4 日 (この日が土曜・日曜の場合はその翌日) です。 〕

(2) 申告納期限の特例

特別徴収義務者の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合には、申請により毎月の申告納入によらず、申告納期限の特例を受けることができます。

この特例を受けますと、下記のとおり、3 か月分をまとめた年 4 回の申告・納入となります。

宿泊のあった月	申告納期限	宿泊のあった月	申告納期限
3 月分	6 月末日	9 月分	12 月末日
4 月分			
5 月分			
6 月分	9 月末日	12 月分	3 月末日
7 月分			
8 月分			

○ 適用の要件

- 適用年の前前年 12 月から前年 11 月までの宿泊税に係る納入金の合計額が 120 万円以下であること。
- 旅館・ホテルの経営を開始した日が、前年の 1 月 1 日より前であること。
- この特例適用の指定を取り消された場合、その日から 1 年を経過していること。

- 宿泊税の申告が適正に行われていること。
 - 都税の滞納がないこと。
 - 財産の状況その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 特例適用の指定を受けるためには
- 適用を受けようとする年の1月末日までに「宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書」を、千代田都税事務所又はお近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口に提出してください。
- 一度適用の指定を受けた方は、指定が取り消されない限り継続の申請手続は必要ありません。
- 指定の取消し
- 特例の申告納期限までに申告納入がないなど、申告納期限の特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、この特例適用の指定を取り消されます。
- 年度の途中に取消しの事由が発生した場合も、その年度中は指定が継続され、年度末に指定が取り消されます。指定が取り消された場合、4月申告分（3月宿泊分）から毎月申告をしていただくこととなります。

(3) 合算申告

複数の登録宿泊施設を営んでいる特別徴収義務者は、申請により合算して申告納入することができます。

- 適用の要件
- 複数の登録宿泊施設を営んでいること
- 特例適用の指定を受けるためには
- 特例適用の指定を受けるためには、「宿泊税合算申告納入の適用者指定申請書」を、千代田都税事務所又はお近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口に提出してください。
- 一度適用の指定を受けた方は、指定が取り消されない限り継続の申請手続は必要ありません。
- 申請期限と適用開始日は以下の表のとおりです。

	申請期限	適用開始日
新たに特別徴収義務者となった場合	申告すべき最初の月の前月の末日	申告すべき最初の月
既に合算申告の適用を受けている特別徴収義務者が、新たに施設を登録し、当該施設についても適用を希望する場合	当該施設について申告すべき最初の月の前月の末日	当該施設について申告すべき最初の月
上記以外	適用を受けようとする年の1月末	その年の4月1日

【宿泊税月計表の見本】

記入例が p.38 にありますので、ご参照ください。

○ 宿泊税月計表・一般用

○ 宿泊税月計表・特例用
(申告納期限の特例を受けている方用)

一般用				
宿泊税月計表				
令和 年 月分				
証票番号	施設名			
日付	宿泊数			
	課税対象(100円)	課税対象(200円)	課税免除	合計
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
26				0
27				0
28				0
29				0
30				0
31				0
計	0	0	0	0

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。「申告納期限の特例適用者」の指定を受けた場合は、3か月の内訳表を1枚にまとめたものも使用できます。

特例用														
宿泊税月計表														
申告納期限の特例適用者の方は、3か月分の内訳表を1枚にまとめたこちらの月計表も使用できます。														
証票番号	施設名													
日付	令和 年 月分				令和 年 月分				令和 年 月分					
	100円	200円	課税免除	合計	100円	200円	課税免除	合計	100円	200円	課税免除	合計		
1				0	1			0	1			0		
2				0	2			0	2			0		
3				0	3			0	3			0		
4				0	4			0	4			0		
5				0	5			0	5			0		
6				0	6			0	6			0		
7				0	7			0	7			0		
8				0	8			0	8			0		
9				0	9			0	9			0		
10				0	10			0	10			0		
11				0	11			0	11			0		
12				0	12			0	12			0		
13				0	13			0	13			0		
14				0	14			0	14			0		
15				0	15			0	15			0		
16				0	16			0	16			0		
17				0	17			0	17			0		
18				0	18			0	18			0		
19				0	19			0	19			0		
20				0	20			0	20			0		
21				0	21			0	21			0		
22				0	22			0	22			0		
23				0	23			0	23			0		
24				0	24			0	24			0		
25				0	25			0	25			0		
26				0	26			0	26			0		
27				0	27			0	27			0		
28				0	28			0	28			0		
29				0	29			0	29			0		
30				0	30			0	30			0		
31				0	31			0	31			0		
計	0	0	0	0	計	0	0	0	0	計	0	0	0	0

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。

様式については、東京都主税局のホームページ(p.54 参照)からダウンロードすることが可能です。
また、記載項目を満たしていれば、表計算ソフト等を活用して任意の様式を作成していただいても結構です。

(5) 宿泊税納入書

申告いただいた宿泊税は、納期限までに「宿泊税納入書」により東京都に納税してください。

- 納税は、以下の金融機関等で行ってください。
 - 東京都指定金融機関及びその派出所
 - 東京都公金収納取扱店
 - ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局で、東京都内、関東各県及び山梨県に所在する店舗
 - 都税事務所又は都税支所、支庁の窓口

- 取扱金融機関の具体的な名称等は、東京都主税局のホームページに掲載しています（ホームページのアドレスは p. 54 を参照してください。）。

- 様式については、千代田都税事務所等の窓口で配付していますが、お急ぎの場合は東京都主税局のホームページからダウンロードして作成していただくことも可能です。

【宿泊税納入書の見本】

特例		宿泊税 領収証書	
会計年度	年度	日 程 番 号	00120-9-960610
		加 入 者	東京都会計管理者
事務所	税目	課定年度	申告区分
1 0 1 3 0			当初追加
※ 証票番号(証券番号)			
年 月 分	税 額		
	延滞金		
	不申告加算金		
年 月 分	税 額		
	延滞金		
	不申告加算金		
年 月 分	税 額		
	延滞金		
	不申告加算金		
合 計 金 額			
住 所			
氏 名			
施設名			
申告年月日	令和	年	月 日
納 期 限	令和	年	月 日
上記の金額を領収しました。		領収日付印	
主管所名	東京都千代田都税事務所	0	1

(特徴者保管)

記入例が p.39 にありますので、ご参照ください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていない場合でも、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を受け取ることができなくなったことに正当な理由がある場合、又は申告納期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失った場合には、申請に基づき、千代田都税事務所長が認めた場合に、納入義務を免除します。

(2) 還付

特別徴収義務者が立替え納税した後において、宿泊者から宿泊税を受け取ることができなくなったことに正当な理由がある場合には、申請に基づき、千代田都税事務所長が認めた場合に、当該宿泊税額をお返しします。

— 納入義務の免除、還付の理由となる例 —

- 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法的手続に入り支払不能となったため、税金を受け取ることができなくなった場合
- 納税者が死亡、失踪、行方不明や、刑の執行を受けたために税金の支払ができなくなった場合
- 納税者が天災等に遭い、税金の支払ができなくなった場合

(3) 充当

上記(2)により納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に都税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(4) 納入義務免除・還付を受けようとする方は

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳しくは千代田都税事務所にお問い合わせください。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として**納期限から5年以内**とされています。
(申告納期限の特例適用を受けている場合は、その特例納期限から5年以内)

(3) 請求の手続

更正の請求は、「宿泊税更正請求書」に理由等を明記の上、千代田都税事務所又はお近くの都税事務所、都税支所及び支庁の窓口へ提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等をお見せいただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

V 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆様に帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存をしていただくこととしています。

(1) 帳簿の記載・保存

- 帳簿の記載事項
 - ① 宿泊年月日、宿泊代金^{*}及び宿泊者数
 - ② ①のうち、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

※宿泊代金…宿泊に伴う売上として、通常、帳簿等に記載している額
- 保存期間：申告納期限から5年間

(2) 書類の作成・保存

- 書類の要件
 - 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、以下の記載があるもの。
 - ① 宿泊年月日、宿泊代金及び宿泊者数
 - ② 宿泊税額
- 保存期間：申告納期限から2年間

(3) 電磁的記録による保存等

上記帳簿・書類について、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合で、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律及び都税条例に定める要件を満たす場合は、これら電磁的記録をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告を行っていただくために、主税局の職員が申告指導や宿泊施設の現地調査を行います。

3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくための処分を行います。

(1) 更正

申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいいます。

(2) 決定

申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

(3) 更正・決定の通知

更正・決定の処分を行った場合には、「宿泊税更正・決定等通知書」により、納付すべき税額及び納付期限（指定納期限）を通知しますので、納期限までに納付してください。

- このようなときには加算金や延滞金が課されることがありますので、申告は正しく行ってください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。

《更正による不足税額の10%》

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、更に5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

- ① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 《申告税額の15%》
- ② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 《決定税額の15%》
- ③ ①、②の場合について、更正があったとき。 《更正による不足税額の15%》
- ④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。

《申告税額の5%》

※①～③の場合で、納入すべき税額のうち、50万円を超え、300万円以下となる部分について、更に5%が加算されます。

また、300万円を超える部分について、更に15%が加算されます。

○ 不申告加算金の不適用

④の期限後申告で、下記の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

- ア 納入申告書を提出した日の前日から起算して1年前までの間に、不申告加算金又は重加算金が課されていないこと。
- イ その期限後申告書に係る宿泊税の納入が期限内に行われていること。
- ウ その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていること。

(3) 重加算金

- ① 事実に基づかず、不正な処理による申告書又は更正請求書の提出があったとき
《過少申告加算金10%に代えて35%》
- ② 事実に基づかず、不正な処理による不申告であった又は期限後に申告書若しくは更正請求書の提出があったとき
《不申告加算金15%に代えて40%》

(4) 不申告加算金と重加算金の加重措置

以下のような場合、不申告加算金又は重加算金が更に10%加算されます。

- ① 不申告加算金（上記（2）①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5年以内に再び不申告加算金（上記（2）①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合。
- ② 不申告加算金（上記（2）①～③に該当するもの）又は重加算金（上記（3）①に該当するものを除く）を課された者が、前年及び前々年に特別徴収義務が成立した宿泊税について、不申告加算金（上記（2）①～③に該当するもの）又は重加算金（上記（3）①に該当するものを除く）を課された場合、又は、加算金に係る決定を決定すべきと認めるとき。

(5) 隠蔽・偽装があった場合の重加算金の加重措置

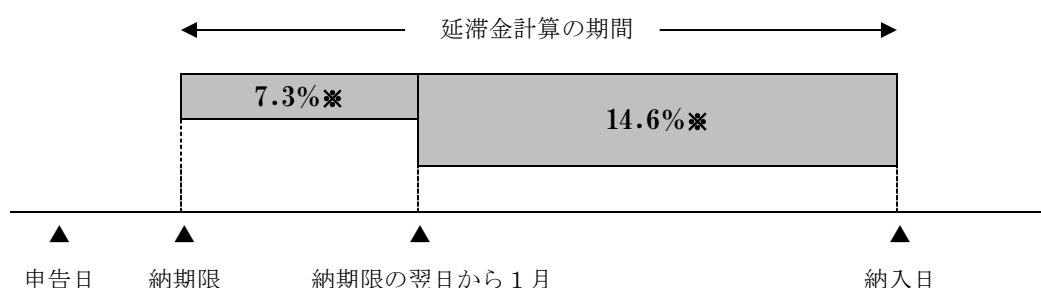
条例第 10 条第 3 項により保存される電磁的記録について適正な保存を担保するため、当該電磁的記録に関し隠蔽し、又は偽装された事実に基づいて期限後申告、修正申告又は更正若しくは決定があった場合、通常課される重加算金に、当該申告漏れ等に係る税額等に 10%の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

5 延滞金

納期限までに宿泊税を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。

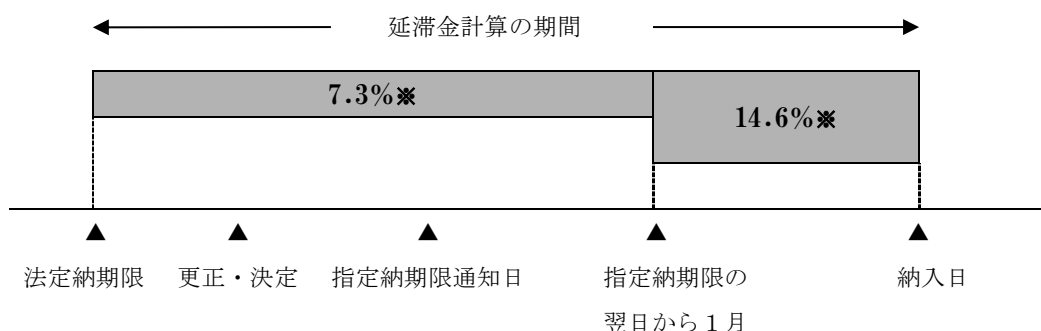
(1) 納期限後の延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算します。



(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年 14.6%（更正・決定により新たに指定した納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額



※＜延滞金の割合＞ [令和3年1月1日以降]

納期限の翌日から1月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限年7.3%、下限年0.1%）が適用されます。

納期限の翌日から1月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%、下限年0.1%）が適用されます。

※＜延滞金の割合＞ [平成26年1月1日以降令和2年12月31日以前]

納期限の翌日から1月を経過する日までの延滞金の割合については、年7.3%又は特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）に1%を加算した割合のいずれか低い割合が適用されます。

納期限の翌日から1月を経過した日以後の延滞金の割合については、年14.6%又は特例基準割合に7.3%を加算した割合のいずれか低い割合が適用されます。

＜延滞金の割合＞ [平成25年12月31日以前]

納期限の翌日から1月を経過する日までの延滞金の割合については、年7.3%と特例基準割合（前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%）のいずれか低い割合が適用されます。

なお、具体的な割合は、次のとおりになります。

平成14年1月1日～平成18年12月31日までの期間は、年4.1%

平成19年1月1日～平成19年12月31日までの期間は、年4.4%

平成20年1月1日～平成20年12月31日までの期間は、年4.7%

平成21年1月1日～平成21年12月31日までの期間は、年4.5%

平成22年1月1日～平成25年12月31日までの期間は、年4.3%

納期限の翌日から1月を経過した日以後の延滞金の割合については年14.6%が適用されます。

6 審査請求

都税事務所長の処分について不服がある場合には、知事に対し「**審査請求**」を行うことができます。

（1）審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の許可・不許可
- 申告納期限の特例適用者の不承認・取消 など

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して**3月以内**にしなければなりません。

(3) 手続

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、知事に対して提出してください。
審査請求書の提出先は「東京都 総務局 総務部 法務課」です。

なお、審査請求書の提出は、都税事務所長を経由して行うこともできます。

VI 領収書

1 領収書等への表示(お願い)

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

なお、宿泊税の名称とその額が**明確に表示**されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は、東京都が定めた表記で統一してください。日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。その他の外国語表記については、p. 31「VII その他 1 宿泊税の外国語表記」を参照してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。

例1 客室料金に宿泊税を含めない料金設定のとき

○合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1000円
	宿泊税	100円
	合 計	11,100円

令和〇年〇月〇日
〇〇区〇〇町〇番地
〇〇ホテル

印
紙

受領印

○宿泊税額を別に計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1000円
	合 計	11,000円

上記金額のほか、宿泊税額 100 円を領収しました。

令和〇年〇月〇日
〇〇区〇〇町〇番地
〇〇ホテル

印
紙

受領印

例2 客室料金に宿泊税を含める料金設定のとき

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		〇〇〇号室 人数 1 名
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,100円
	合 計	11,100円
<u>上記金額には、宿泊税額 100円が含まれています。</u>		
令和〇年〇月〇日 〇〇区〇〇町〇番地 〇〇ホテル		
印		受領印
紙		

※太字の下線部分はゴム印等による表示でも差し支えありません。

VII その他

1 宿泊税の外国語表記

宿泊税の外国語表記については、次により行ってください。

Accommodation Tax	…	英語
Taxe de Séjour	…	フランス語
Aufenthaltstaxe	…	ドイツ語
住宿税	…	中国語
숙박세	…	ハンゲル

2 リーフレット「宿泊税のごあんない」

宿泊者の方への説明用としてご利用ください。

リーフレットをご要望の場合は、千代田都税事務所までご連絡ください。必要部数をお送りします。

なお、東京都主税局のホームページ（p. 54 参照）からダウンロードしていただくことも可能です。

3 特別徴収交付金制度

特別徴収義務者に対して、宿泊税の特別徴収に要する経費の一部を補助する目的で、所定の要件を満たした場合に、納入金額の一定割合を交付する制度です。交付する時期は、例年 10 月頃です。

（※交付時期は、変更になる場合があります。）

4 電子申請(eLTAX)

令和5年10月より、地方たばこ税（都道府県たばこ税・市区町村たばこ税）、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税の申告納入、その他の税目においても更正の請求等の共通的な手続きをeLTAXにより電子化しました。

また、eLTAX対応ソフトウェアである「PCdesk Next」を利用することで電子申告・申請が可能となり、申告後に「PCdesk」（DL版又はWEB版）を利用することで電子納付が可能となります。

（1）電子申請の対象となる申告・申請

以下に挙げる宿泊税の申告・申請については、eLTAXを利用することにより、電子申告を行うことができます。

○ 対象となる申告・申請

- 宿泊税納入申告書
- 特別徴収義務者登録申請書
- 特別徴収義務者登録解除申請書
- 特別徴収義務者証票紛失等届
- 特別徴収義務者証票紛失届兼再交付申請書
- 申告納期限の特例適用者指定申請書
- 合算申告納入の適用者指定申請書
- 合算申告納入の取りやめの届出書
- 課税免除の届出書
- 外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書
- 更正請求書
- 税に係る期限延長申請書
- 納税管理人申告（申請）
- 特別徴収交付金交付請求書兼支払金口座振替依頼書

（2）電子申請を利用するために

まず、申告を行う施設ごと（合算申告を行う場合は、合算申告単位ごと）にeLTAXで利用届出を行ってください。その後、希望する上記（1）に記載の申告・申請について、eLTAX上で千代田都税事務所へ提出することが可能となります。

また、特別徴収義務者登録（P.12）を行っていない方については、「宿泊税納入申告書」の提出手続を行う前に、特別徴収義務者登録を行ってください。

また、特別徴収義務者登録は、電子申請、紙による申請どちらも可能です。

なお、申告・申請を行う場合には、電子証明書の取得及びご使用になるパソコンに電子署名プログラムをインストールする必要があります。

eLTAX ホームページ アドレス

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

VIII 申告書等の様式・記入の仕方

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

新たにホテル等の経営を開始する場合に（特別徴収義務者として知事の指定を受けた場合を含む）、宿泊税の特別徴収義務者として登録申請する際に使用します。

記載例

令和8年6月23日

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

都税事務所長 支庁長	特別徴収義務者	(ふりがな) しんじゅくく◆ちやう 〒163-◆◆◆◆	住所 新宿区◆◆町1-1-1 電話 03-◆◆◆◆-1234
		(ふりがな) かぶしきがいしゃとうきようかんこう たいひょうとらふりやく とうきようたろう	
		氏名(名称及び代表者名) 株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎	
		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
旅館・ホテル営業の許可	住所	新宿区◆◆町1-1-1	
	氏名又は名称	株式会社 東京観光	
	許可年月日	令和8年6月21日	許可番号 8新◆◆第◆号
	許可名義人との関係	本人	
施設	(ふりがな) しんじゅくく◆ちやう 〒163-◆◆◆◆	所在地	新宿区◆◆町1-1-1 電話 03-◆◆◆◆-1234
	(ふりがな) とうきようほてる	名称	東京ホテル
	概要	床面積 1,050 m ² 地上 5~10 階 客室数 36 室 収容人員 85 名	
	経営開始年月日	令和8年7月1日	
施設の所有者	(ふりがな) しんじゅくく◆ちやう 〒163-◆◆◆◆	住所又は所在地	新宿区◆◆町1-1-1 電話 03-◆◆◆◆-1234
	(ふりがな) とうきよう たろう	氏名又は名称	東京太郎
	(ふりがな) しんじゅくく◆ちやう 〒163-◆◆◆◆	住所又は所在地	新宿区◆◆町1-1-1 電話 03-◆◆◆◆-1234
	(ふりがな) とうきよう はなこ	氏名又は名称	東京花子
共同事業者	(ふりがな)	住所又は所在地	電話 ()
	(ふりがな)	氏名又は名称	
	(ふりがな)	住所又は所在地	電話 ()
	(ふりがな)	氏名又は名称	
送付先等	(ふりがな) しんじゅくく××ちやう ××びる 〒163-◆◆◆◆	住所又は所在地	新宿区××町5-4-3 ××ビル201 電話 03-◆◆◆◆-5678
	(ふりがな) かぶしきがいしゃとうきようかんこう けいりぶ	氏名又は名称	株式会社 東京観光 経理部
添付書類	1. (経営者が個人の場合) 住民票の写し 2. 営業許可書 3. 宿泊約款 4. 料金表 5. (経営を委託している場合) 経営委託契約書等		

【特別徴収義務者】
○経営者の住所・氏名(法人の場合は所在・法人名及び代表者名・法人番号)を記入してください。

【旅館・ホテル営業の営業許可等】
○旅館業の営業許可書に記載されている内容を転記してください。
○「許可名義人との関係」は、経営者と許可名義人が相違する場合、その関係を具体的に明記してください。

【施設】
○「名称」には、必ずふりがなも記入してください。
○「概要」には消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の面積、客室数等を記入してください。

【施設の所有者】
【共同事業者】
○共有者・共同事業者が3名以上の場合は、別紙内訳を添付してください。

【申告書送付先】
○申告についての問い合わせや、納入申告書の送付先として、特別徴収義務者欄に記入した場所以外を希望される場合に記入してください。
○法人の場合は、担当部署名も記入してください。

【添付書類】
○登録申請には、添付書類が必要になります。申請書に添付した書類の番号に丸を付けてください。

申請には、次の書類を添付してください。いずれも写しで結構です。

- ・「住民票の写し」(経営者が個人の場合のみ。法人の場合は不要)
- ・旅館業法による「旅館業営業許可証」
- ・「宿泊約款」
- ・経営を委託している場合には「経営委託契約書」
- ・「宿泊料金表」

宿泊税登録事項変更申請書

特別徴収義務者として登録した事項について変更が生じた場合に、使用します。

記載例

宿泊税登録事項変更申請書

令和8年 7月 5日

受付印

千代田都税事務所長 宛

特別徴収義務者	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう												
	住 所	〒163 - ◆◆◆◆ 新宿区◆◆町1-1-1 電話 03 (◆◆◆◆) 1234												
	(ふりがな)	かぶしきがいしゃ とうきょうかんこう だいにようとりしまりやく とうきょうたろう												
	氏名又は法人名 及び代表者名	株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎												
	証 票 番 号	◆◆◆◆◆◆												
	法 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

施 設	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう									
	所 在 地	〒163 - ◆◆◆◆ 新宿区◆◆町1-1-1 電話 03 (◆◆◆◆) 1234									
	(ふりがな)	とうきょうほてる									
	設 名 称	東京ホテル									
	変更のあった 項 目	特別徴収義務者・営業許可・施設・施設の所有者・共同事業者・申告書送付先等									
	変 更 事 由	合併・代表者の変更・移転・施設改修・その他 (施設名変更)									
	変更年月日	令和8年 7月 1日									

内 容	変 更 前	変 更 後
	施設名称 「東京ホテル」	とうきょうほてるいんたーなしよなる 「東京ホテルインターナショナル」

※入力

※照合

※印は記入しないでください。また、郵送により申請書を提出する場合で、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切り貼付)を同封してください。

【特別徴収義務者】

- 経営者の住所・氏名(法人の場合は所在・法人名及び代表者名・法人番号)を記入してください。
- 「証券番号」は、特別徴収義務者証券の6桁の番号を記入してください。

【変更のあった項目】

- 「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」の各項目の中で変更のあった項目を丸で囲んでください。

【変更事由】

- 該当する項目を丸で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を囲み、カッコ内に記入してください。

【内容】

- 変更内容を具体的に記入してください。
- 名称等の変更の場合には、ふりがなも記入してください。
- 変更内容が複数ある場合には、それぞれに変更事由を書き添えてください。

提出の際は、変更事項を証明するものを添付してください。添付書類はいずれも写しで結構です。

宿泊税経営休止・廃止・再開申告書

ホテル等の経営を1か月以上休止する場合、ホテル等の経営を廃止する場合、又は期間を定めず休業した後営業の再開をしようとする場合の申告に使用します。

記載例

休止

**宿泊税経営廃止申告書
再開**

令和 8 年 8 月 30 日

受付印

千代田都税事務所長 あて

特別徴収義務者	住所	(ふりがな) しんじゅくく◆◆ちよう 〒163-◆◆◆◆ 新宿区◆◆町1-1-1 電話 03 (◆◆◆◆) 1234
	氏名又は法人名及び代表者名	(ふりがな) みよしのりあしん とうきょうあんこう けいひつこうしんきやうく とうきょうあんこう 株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎
	証票番号	◆◆◆◆◆◆
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
施設所在地	(ふりがな) しんじゅくく◆◆ちよう 〒163-◆◆◆◆ 新宿区◆◆町1-1-1 電話 03 (◆◆◆◆) 1234	
	施設名称	(ふりがな) とうきょうぼていんたいなしよなる 東京ホテルインターナショナル
休止期間	令和 8 年 9 月 10 日から 令和 8 年 11 月 21 日	
廃止年月日	年 月 日	
再開年月日	年 月 日	
休止又は廃止の理由	施設改装工事のため経営を休止します。 休止中の連絡先 03 (XXXX) 3210 経理課 穂照一郎	

※印の欄は記入しない書出される場合で、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切貼付)を同封してください。

※入力 ※照合

東京都主税局

都・宿

【見出し】
○申告する内容に応じて該当するものを丸で囲んでください。

【特別徴収義務者】
○経営者の住所・氏名(法人の場合は所在・法人名及び代表者名・法人番号)を記入してください。
○「証票番号」は、特別徴収義務者証票の6桁の番号を記入してください。

【休止期間】
【廃止年月日】
【再開年月日】
○申告する内容に応じて該当する欄に記入してください。

【休止又は廃止の理由】
○具体的に記入してください。
○休止中又は廃止後の連絡先を併記してください。

経営の休止の場合には、「旅館業廃止(停止)届」の写し等を添付してください。
経営の廃止の場合には、「旅館業廃止(停止)届」の写しを添付してください。また、交付した特別徴収義務者証票を返還してください。

宿泊税月計表

申告対象月の宿泊税額等の内訳を記載し、宿泊税納入申告書に添付します。

一般用				
宿泊税月計表				
令和 8 年 6 月分				
証券番号	◆◆◆◆◆	施設名	東京ホテル	
日付	宿泊数			合計
	課税対象(100円)	課税対象(200円)	課税免除	
1	12	1	14	27
2	14	2	16	32
3	16		19	35
4	16	1	14	31
5	15		9	24
6	13	3	31	47
7	14		22	36
8	14		21	35
9	20	2	19	41
10	17		16	33
11	12	1	16	29
12	13		17	30
13	15		11	26
14	17		9	26
15	14		16	30
16	12		32	44
17	8	1	35	44
18	13	1	31	45
19	15		14	29
20	17		16	33
21	15	2	14	31
22	12		17	29
23	13	1	11	25
24	15		16	31
25	12		37	49
26	12	2	20	34
27	14	1	18	33
28	12	2	14	28
29	14		15	29
30	15	2	19	36
31				
計	421	22	559	1,002

○証券番号及び施設名(旅館・ホテルの屋号)を記入してください。

○宿泊行為月における課税対象宿泊数(税率ごと)及び課税免除宿泊数を、宿泊日ごとに記入してください。

○申告納期限の特例適用の指定を受けている場合には、こちらの3か月分を1枚にまとめた様式をご利用ください。

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。「申告納期限の特例適用者」の指定を受けた場合は、3か月の内訳表を1枚にまとめたものも使用できます。

月計表は、記入項目が掲載のものと同様であれば、任意の様式で提出していただいて結構です。その際は、A4判の用紙で提出くださいますよう、お願いします。

特例用														
宿泊税月計表														
申告納期限の特例適用者の方は、3か月分の内訳表を1枚にまとめたこちらの月計表も使用できます。														
証券番号	◆◆◆◆◆	施設名	東京ホテル											
令和 8 年 6 月分			令和 8 年 7 月分			令和 8 年 8 月分								
日付	宿泊数		計	日付	宿泊数		計	日付	宿泊数		計			
	100円	200円			100円	200円			100円	200円				
1	12	1	14	20	8	14	38	14	1	15	29			
2	14	2	16	18	4	22	42	2	10	9	24			
3	16	19	35	1	16	5	22	43	1	16	25			
4	16	1	14	31	1	12	3	26	41	1	12	10	23	
5	15	9	24	7	15	3	18	33	5	10	10	27	37	
6	13	3	31	47	4	9	14	23	6	16	2	23	41	
7	14	22	36	7	11	16	27	7	14	25	39			
8	14	21	35	8	15	1	14	30	8	11	3	37	51	
9	20	2	19	41	9	11	31	42	9	12	1	39	51	
10	17	16	33	13	13	30	43	10	10	1	31	42		
11	12	1	16	29	11	14	2	26	42	11	15	26	41	
12	13	17	30	12	13	20	33	12	14	2	20	36		
13	15	17	32	15	11	19	30	13	13	3	14	30		
14	17	9	26	14	8	15	23	14	16	16	32			
15	14	16	30	15	17	13	30	15	17	17	34			
16	12	32	44	16	12	1	12	25	16	18	1	20	44	
17	9	1	30	44	17	11	34	46	17	22	2	27	51	
18	12	1	31	42	18	13	1	9	23	18	21	2	16	39
19	15	14	29	19	14	35	49	19	18	19	18	36		
20	17	16	33	20	18	19	37	20	14	2	13	29		
21	15	2	14	31	21	11	13	24	21	15	19	34		
22	12	17	29	22	12	23	35	22	12	19	31			
23	13	1	11	25	23	14	2	16	32	23	11	12	23	
24	15	16	31	24	16	18	34	24	8	7	15			
25	12	37	49	25	13	37	50	25	9	9	18			
26	12	28	34	26	16	32	48	26	10	1	32	42		
27	14	1	18	33	27	9	31	40	27	14	33	47		
28	12	2	14	28	28	10	19	39	28	16	1	14	31	
29	14	15	29	29	11	12	23	30	20	5	19	44		
30	15	2	19	36	30	13	1	12	26	19	6	14	41	
31				31	18	15	33	31						
計	421	22	559	1,002	計	414	28	633	1,075	計	424	32	604	1,060

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。

宿泊税納入書

宿泊税額を金融機関等で納入する際に使用します。

特例 宿泊税 領収証書

公 610

会計年度	8	口座番号	00120-9-960610
年度		加入者	東京都会計管理者
事務所	10130	税目	08
調定年度	08	申告区分	当初追加

※徴収簿番号(証券番号)

年	08	月	6	分		税額	46500
延滞金							
不申告加算金							
年	08	月	7	分		税額	47000
延滞金							
不申告加算金							
年	08	月	8	分		税額	48800
延滞金							
不申告加算金							
合計金額							¥142300

納人(特別徴収義務者)

住所	新宿区◆◆町1-1-1
氏名	株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎
施設名	東京ホテル

申告年月日 令和 8 年 9 月 23 日

納期限 令和 08 年 09 月 30 日

上記の金額を領収しました。

徴収日付印

主管所名 東京都千代田都税事務所 0 1 (特徴者保管)

【会計年度】

○納入日の属する会計年度を記入してください。4月1日から翌年3月31日が1会計年度です。

【調定年度】

○納入日の属する年度を記入してください。

【年・月分】

○宿泊行為のあった年月を記入してください。

【徴収簿番号】

○証券番号(6桁)を右詰めで記入してください。

【税額】

○申告納入すべき宿泊税額を右詰めで記入してください。

【合計金額】も忘れずに記入してください。

○合計金額を右詰めで記入してください。
○最上位桁の左欄に「¥」記号を記入してください。
○合計金額欄の訂正はできませんので、金額を誤記した場合は新たな納入書をお使いください。

【納人】

○特別徴収義務者の住所・氏名(法人の場合は所在・法人名及び代表者名)を記入してください。

宿泊税申告納期限の特例適用者の指定を受けていない場合は、一月分を記入してください。

宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書

申告の納期限に係る特例の適用を受けようとする場合に使用します。適用を受けるための要件等については、p.16「(2) 申告納期限の特例」を参照してください。

受付印

記載例

送付日	確認印

宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書

千代田都税事務所長 宛
令和 4 年 1 月 31 日

特別徴収義務者

住 所	〒 163 - ◆◆◆◆ 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町 1-1-1
氏 名 又は法人名 及び代表者名	株式会社 東京観光 代表取締役 東京 太郎
証 票 番 号	123456

令和 4 年 4 月 申告納入分から東京都宿泊税条例第 7 条第 2 項の適用を受けたいので、申請します。

施 設	所在地	〒 163 - ◆◆◆◆ 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町 1-1-1	
	名 称	東京ホテル	
前年の申告等の状況	経営開始年月日	令和◆◆年◆月◆日	
	前年(1~12月)の納入金の合計額	◆◆◆,◆◆◆円	
	前年の特例適用者指定の取消	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	取消年月日 令和 年 月 日
	前年の加算金の決定	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	決定年月日 令和 年 月 日
	帳簿の記載及び保存	<input checked="" type="radio"/> 有・無	書類の作成及び保存 <input checked="" type="radio"/> 有・無

備考1 この申請書は、宿泊税申告納期限の特例適用の指定を受けようとする年の1月31日までに提出してください。

備考2 「前年」とは、宿泊税申告納期限の特例適用の指定を受けようとする年の前年1月から12月までのことをいいます。

控に受付印が必要な方は、あらかじめコピーをとるなどしてから提出してください。
また、郵送により申請書を提出される場合で、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

東京都主税局

都・宿

【特別徴収義務者】

- 経営者の住所・氏名（法人の場合は所在・法人名及び代表者名）を記入してください。
- 「証票番号」は、特別徴収義務者証票の 6 桁の番号を記入してください。

【前年(1~12月)の納入金の合計額】

- 前年の納入金の合計とは、前々年12月から前年11月までの宿泊行為における宿泊税の納入すべき金額のことで

【特例適用者指定の取消】【加算金の決定】

- それぞれの有無について該当するものを丸で囲んでください。
- 「有」の場合には、右の「取消年月日」、「決定年月日」も記入してください。

この申請は、宿泊税申告納期限の特例適用の指定を受けようとする年の 1 月 31 日までに提出する必要があります。

Ⅷ 東京都宿泊税条例・東京都宿泊税条例施行規則

東京都宿泊税条例

(宿泊税)

第一条 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(納税義務者等)

第二条 宿泊税は、旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項の営業に係る施設(以下「ホテル等」という。)における宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(平三〇条例一六・一部改正)

(課税免除)

第三条 宿泊税は、宿泊料金(宿泊の対価として支払うべき金額であって東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。次条において同じ。)が一人一泊一万円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(税率)

第四条 宿泊税の税率は、一人一泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 宿泊料金が一万五千円未満のもの 百円
- 二 宿泊料金が一万五千円以上のもの 二百円

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税については、ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、当該ホテル等における宿泊に対する宿泊税を徴収させる。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定し、当該宿泊税を徴収させることができる。

(申告納入)

第七条 宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他知事において必要があると認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 宿泊税の特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定によって次の表の上欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 知事は、前項の規定による指定をした特別徴収義務者について同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第八条 第六条第一項に規定する宿泊税の特別徴収義務者(特別徴収義務者の登録を要しないものとして規則で定める者を除く。)はホテル等の経営を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた宿泊税の特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、ホテル等ごとに、当該ホテル等における宿泊税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 ホテル等の所在地及び名称
- 三 客室数その他設備の概要
- 四 経営開始年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 宿泊税の特別徴収義務者としての登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、登録事項の変更を申請しなければならない。

4 第一項の特別徴収義務者は、当該ホテル等の経営を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に申告しなければならない。期間を定めずに経営を休止した場合において、当該ホテル等の経営を再開しようとするときも、同様とする。

5 第一項の特別徴収義務者は、当該ホテル等の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に申告しなければならない。

6 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該申請をした特別徴収義務者に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付する。

7 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該ホテル等の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

8 第六項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

9 第六項の証票の交付を受けた者は、当該ホテル等に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第九条 知事は、宿泊税の特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿等の記載義務等)

第十条 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- 二 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から二年間保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊料金並びに宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

3 第十二条の規定により読み替えて適用される東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「都税条例」という。)第二百十二条に規定するもののほか、宿泊税の特別徴収義務者は、前項に規定する書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録(地方税法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

4 前項前段に規定する規則で定めるところに従って保存が行われている書類に係る電磁的記録又は同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録に記録された事項に関し地方税法第七百三十三条の十九第三項第一号に規定する納入申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定があった場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額の計算については、同法第七百五十六条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百四十四条の四十八第一項」とあるのは「第七百三十三条の十九第一項」と、「第四百四十四条の四十八第二項」とあるのは「第七百三十三条の十九第二項」と読み替えるものとする。

(平一八条例二八・令三条例六〇・令五条例五六・一部改正)

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第七項から第九項までの規定のいずれかに違反したとき。

二 前条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三 前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかったとき。

四 前条第二項の規定によって作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五 前条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(平二三条例六二・令五条例五六・令七条例三四・一部改正)

(地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の規定による指定)

第十一条の二 宿泊税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の二十二の四第六号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(平三〇条例七八・追加)

(賦課徴収)

第十二条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は都税条例の定めるところによる。この場合において、都税条例第十五条第二項第三号中「又は第百三条の十第一項の軽油の納入

地(都内に本店(法第百四十四条の三十四第一項の主たる事務所又は事業所をいう。以下この号及び第二章第十一節において同じ。))が所在する場合にあつては、当該本店)」とあるのは「、第百三条の十第一項の軽油の納入地(都内に本店(法第百四十四条の三十四第一項の主たる事務所又は事業所をいう。以下この号及び第二章第十一節において同じ。))が所在する場合にあつては、当該本店)又は東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)第二条のホテル等」と、都税条例第二百十二条の見出し中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条中「定める帳簿」とあるのは「定める帳簿等(書類を含む。以下この章において同じ。))」と、「場合」とあるのは「場合(書類にあつては、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合とする。次条第一項において同じ。))」と、「当該帳簿」とあるのは「当該帳簿等」と、「備付け及び保存を」とあるのは「備付け(書類にあつては作成とする。以下この章において同じ。))及び保存を」と、「二 第百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿」とあるのは「

二 第百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿

三 東京都宿泊税条例第十条第一項又は第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者 同項に規定する帳簿等

」と、都税条例第二百十三条(見出しを含む。)中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、都税条例第二百十四条中「第二百十二条又は前条各項」とあるのは「第二百十二条若しくは前条各項又は東京都宿泊税条例第十条第三項」と、「帳簿」とあるのは「帳簿等」とする。

(平一八条例二八・全改、平二一条例五八・平二五条例一〇四・令三条例六〇・一部改正)

(条例施行の細目)

第十三条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(平成一四年規則第一八六号で平成一四年一〇月一日から施行)

(平三〇条例七八・一部改正)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

(平三〇条例七八・一部改正)

3 施行日において現にホテル等を経営している者については、施行日にホテル等の経営を開始するものとみなして、第八条第一項の規定を適用する。

4 第六条第一項の規定により特別徴収義務者となる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても、第八条第一項(前項の規定が適用される場合を含む。)及び第六項の規定の例により行うことができる。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後五年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平三〇条例七八・一部改正、令三条例六〇・旧第六項繰上)

(東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会開催等に伴う課税免除)

6 ホテル等における宿泊が、令和二年七月一日から令和三年九月三十日までの間に行われたときに限り、第二条の規定にかかわらず、宿泊税を課さない。

(平三〇条例七八・追加、令二条例六五・一部改正、令三条例六〇・旧第七項繰上)

附 則(平成一八年条例第二八号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第五八号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第六二号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十八条第一項第三号の改正規定(「第百二条の六第二項」を「第百二条の七第二項」に改める部分に限る。)、第二十九条第一項、第三十九条の六第一項、第四十六条第一項及び第四十八条の七第一項の改正規定、第四十八条の十四の三を第四十八条の十四の四とし、第四十八条の十四の二の次に一条を加える改正規定、第四十八条の二十三第一項の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、第四十八条の二十四第一項各号列記以外の部分、第七十三条第一項、第八十条第一項、第九十二条及び第九十四条第一項の改正規定、第百二条の七を第百二条の八とし、第百二条の六を第百二条の七とし、第百二条の五の次に一条を加える改正規定、第百三条の十六第一項の改正規定(「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める部分に限る。)、第百十六条第一項及び第百二十六条第一項の改正規定、第百三十七条第一項の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、第百五十条の次に一条を加える改正規定、第百五十六条第一項の改正規定、第百八十八条の十七の次に一条を加える改正規定、第百八十八条の二十二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、第百八十八条の二十五第一項及び第二百四条第一項の改正規定、附則第五項の規定、附則第六項の規定(「理由」を「事由」に改める部分を除く。)並びに附則第七項の規定 平成二十三年九月一日

(東京都宿泊税条例の一部改正に伴う経過措置)

7 附則第一項第一号に定める日前にこの条例による改正前の東京都宿泊税条例第十条の規定により記載された、又は記載されるべきであった帳簿及び作成された、又は作成されるべきであった書類に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年条例第一〇四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第一六号)

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第七八号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都宿泊税条例第十一条の二の規定は、前項ただし書に規定する日以後にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

附 則(令和二年条例第六五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第六〇号)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都宿泊税条例(以下「新条例」という。)第十条第三項の規定は、施行日以後に保存が行われる書類について適用する。
- 3 新条例第十条第四項の規定は、施行日以後に新条例第七条の納入申告書の提出期限が到来する宿泊税について適用する。
- 4 新条例第十二条の規定は、施行日以後に備付けを開始する帳簿等(書類を含む。以下同じ。)及び保存が行われる帳簿等に係る電磁的記録(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。)について適用する。

附 則(令和五年条例第五六号)

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

附 則(令和七年条例第三四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都宿泊税条例施行規則

(宿泊料金)

第一条 東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。)第三条に規定する宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものは、宿泊者がホテル等(条例第二条に規定するホテル等をいう。以下同じ。)の宿泊に関して名称を問わず当該ホテル等に支払うべき額(当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該ホテル等に支払うべき額を含む。)から次に掲げる額を除いた金額をいう。

- 一 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
- 二 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
- 三 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定等)

第二条 条例第六条第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者の指定は、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により行う。

(申告期限の特例の要件等)

第三条 条例第七条第二項に規定する申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年(以下この項及び次項において「適用年」という。)の前々年の十二月から前年の十一月までの宿泊に係る当該ホテル等における宿泊税の納入すべき金額の合計額が百二十万円以下であること。
- 二 当該ホテル等の経営を開始した日が適用年の前年の一月一日前であること。
- 三 条例第七条第三項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。
- 四 適用年の前年の一月一日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受

けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

五 適用年の前年の一月一日以後に当該特別徴収義務者が都税に係る徴収金(条例第九条第二項に規定する徴収金をいう。)を滞納していないこと。

六 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、適用年の一月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 当該ホテル等の所在地及び名称

三 前項第一号に規定する宿泊税に係る納入金の合計額

四 経営開始年月日

五 条例第七条第三項の規定による指定の取消しの有無

六 宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無

七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 条例第七条第二項の規定による特別徴収義務者の指定は、前項の申請が第一項の要件を満たすものと認め、当該申請を承認する場合に、宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書により行う。

4 条例第七条第三項の規定による同条第二項の指定の取消しは、宿泊税申告納期限の特例適用者指定取消通知書により行う。

(平一八規則一五一・一部改正)

(特別徴収義務者の登録を要しない者)

第四条 条例第八条第一項に規定する特別徴収義務者の登録を要しないものとして規則で定める者は、当該ホテル等において条例第三条に規定する宿泊料金が一人一泊について一万円以上となる宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが事実であるホテル等の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、同項の規定に該当しなくなった場合は、同項の規定に該当しなくなった日から十日以内に、条例第八条第一項に規定する登録を知事に申請しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第五条 条例第九条第一項の規定により、特別徴収義務者が宿泊税額の還付又はその納入義務の免除を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 納入すべき宿泊税に係る徴収金の年度、月別及び金額

二 還付又は免除を受けようとする税額及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 条例第九条第三項の規定による特別徴収義務者への通知は、宿泊税還付決定通知書又は宿泊税納入義務免除決定通知書により行う。

(宿泊税関係書類のスキヤナによる電磁的記録への記録による保存の要件)

第五条の二 条例第十条第三項に規定する規則で定める書類は、同条第二項に規定する書類(以下「宿泊税関係書類」という。)のうち、決算に関して作成した書類とする。

2 条例第十条第三項に規定する規則で定める装置は、スキヤナとする。

3 条例第十条第三項に規定する宿泊税の特別徴収義務者は、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第五項から第八項までの規定による地方税関係書類の保存の例により、当該宿泊税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

4 条例第十条第三項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の書類に係る電磁的記録について、当該書類の保存場所に、条例の規定により当該書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(平一八規則一五一・追加、平二五規則一四三・平二七規則一六五・平二八規則一九二・令三規則二七四・一部改正)

(文書等の様式)

第六条 宿泊税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
一 第二条の宿泊税特別徴収義務者指定通知書	別記第一号様式
二 条例第七条第一項の納入申告書	別記第二号様式
三 第三条第二項の申請書	別記第三号様式
四 第三条第三項の宿泊税申告納期限の特例適用者指定通知書又は同条第四項の宿泊税申告納期限の特例適用者指定取消通知書	別記第四号様式
五 条例第八条第一項の規定による申請書	別記第五号様式
六 条例第八条第三項の規定による申請書	別記第六号様式
七 条例第八条第四項又は第五項の規定による申告書	別記第七号様式
八 条例第八条第六項の証票	別記第八号様式
九 第五条第一項の申請書	別記第九号様式
十 第五条第二項の宿泊税還付決定通知書又は宿泊税納入義務免除決定通知書	別記第十号様式
十の二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の九の三第三項の更正請求書	別記第十号の二様式
十一 地方税法第二十条の九の三第四項の規定による通知書	別記第十一号様式
十二 地方税法第七百三十三条の十六第四項の規定による通知書	別記第十二号様式
十二の二 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十六条の九十二の二第一項の規定による預り証	別記第十二号の二様式
十三 納入書	別記第十三号様式
十四 宿泊税台帳	別記第十四号様式
十五 宿泊税徴収簿	別記第十五号様式

(賦課徴収)

第七条 宿泊税の賦課徴収についてはこの規則に定めるもののほか、東京都都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号。以下「都税条例施行規則」という。)の定めるところによる。この場合において、都税条例施行規則第三条中「

八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項」とあるのは「

八 特別土地保有税の賦課徴収に関する事務のうち、調査に関する事項

九 宿泊税の賦課徴収に関する事務のうち、ホテル等の所在地が都内複数にわたることその他特別の事情があることにより知事において行うことが適当と認める宿泊税に係る賦課徴収の調査に関する事項

」と、都税条例施行規則第四十四条(見出しを含む。)中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、「同条に」とあるのは「東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)第十二条の規定により読み替えられた条例第二百十二条に」と、「」の備付け及び保存」とあるのは「」の備付け及び保存(書類にあつては、作成及び保存。以下この条及び次条において同じ。)」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合(書類にあつては、当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(取引年月日その他の日付を検

索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の保存を行っている場合)」と、同条第二項第二号ホ中「三年」とあるのは「三年(書類にあつては二年)」と、都税条例施行規則第四十五条(見出しを含む。)中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項各号(書類にあつては、同項第一号及び第三号)」と、「行っている場合」とあるのは「行っている場合(書類にあつては、当該者が同項に規定する特定要件(同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。))に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合)」と、「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け」とあるのは「掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け(書類にあつては、作成)」とする。

(平一八規則一五一・全改、平二五規則一四三・令三規則二七四・令四規則一一七・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成十四年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第四項の規定により行う特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても、第四条並びに第六条第五号及び第八号の規定の例により行うことができる。
- 3 平成十五年度における第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「条例第七条第二項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年(以下この項及び次項において「適用年」という。)の前々年の十二月から前年の十一月まで」とあるのは「平成十四年の十月から同年十二月まで」と、「百二十万円」とあるのは「三十万円」と、同項第四号中「適用年の前年の一月一日」とあるのは「条例施行の日」と、同条第二項中「一月三十一日」とあるのは「二月二十八日」とする。

附 則(平成一五年規則第一三〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一六年規則第一八九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一七年規則第一二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一五一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一九年規則第一七六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一九年規則第二一〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十三号様式(甲)及び第十三号様式(乙)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第一二七号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第二六〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十三号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二三年規則第一二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一五六号)

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第一四三号)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一六五号)

1 この規則は、平成二十七年九月三十日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則第五条の二第一項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)第十二条の規定により読み替えて適用される東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類(東京都宿泊税条例第十条第二項に規定する書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出した東京都宿泊税条例第十二条の規定により読み替えて適用される東京都都税条例第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十三号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一八二号)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一八三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一七五号)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二八年規則第一九二号)

- 1 この規則は平成二十八年九月三十日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則第五条の二第二項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第百十一号)第十二条の規定により読み替えて適用される東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類(東京都宿泊税条例第十条第二項に規定する書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出した東京都宿泊税条例第十二条の規定により読み替えて適用される東京都都税条例第二百十四条第一項に規定する申請書に係る宿泊税関係書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則第十三号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成三〇年規則第七九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第三九号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和二年規則第九八号)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年規則第一二七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年規則第二三九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十三号の二様式及び第十三号の四様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年規則第二七四号)

- 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則第七条の規定により読み替えられた東京都都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号)第四十四条第二項の規定の適用については、東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則(令和三年東京都規則第二百七十二号)による改正前の東京都都税条例施行規則第四十四条第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則による改正後の東京都都税条例施行規則第四十四条第二項第一号ロに規定する関連帳簿の記録事項とみなす。

附 則(令和四年規則第一一七号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則(令和四年規則第一五二号)

- 1 この規則は、令和四年十二月三十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十号の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都税事務所、都税支所及び支庁一覽

□ 都税事務所（23区）

所名	所在地	電話(代表)
千代田 都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	03-3252-7141 03-3525-7183(直通)
中央 都税事務所	〒104-8558 中央区新富2-6-1	03-3553-2151
港 都税事務所	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	03-5549-3800
新宿 都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	03-3369-7151
文京 都税事務所	〒112-8550 文京区春日1-16-21	03-3812-3241
台東 都税事務所	〒111-8606 台東区雷門1-6-1	03-3841-1271
墨田 都税事務所	〒130-8608 墨田区業平1-7-4	03-3625-5061
江東 都税事務所	〒136-8533 江東区大島3-1-3	03-3637-7121
品川 都税事務所	〒140-8716 品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内	03-3774-6666
目黒 都税事務所	〒153-8937 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎内	03-5722-9001
大田 都税事務所	〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22	03-3733-2411
世田谷 都税事務所	〒154-8577世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎5階・6階	03-3413-7111
渋谷 都税事務所	〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15	03-5422-8780
中野 都税事務所	〒164-0001 中野区中野4-6-15	03-3386-1111
杉並 都税事務所	〒166-8502 杉並区成田東5-39-11	03-3393-1171
豊島 都税事務所	〒171-8506 豊島区西池袋1-17-1 東京都豊島合同庁舎内	03-3981-1211
北 都税事務所	〒114-8517 北区上十条2-27-1	03-3908-1171
荒川 都税事務所	〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1	03-3802-8111
板橋 都税事務所	〒173-8510 板橋区大山東町44-8	03-3963-2111
練馬 都税事務所	〒176-8511 練馬区豊玉北6-13-10	03-3993-2261
足立 都税事務所	〒123-8512 足立区西新井栄町2-8-15	03-5388-6211
葛飾 都税事務所	〒124-8520 葛飾区立石5-13-1 葛飾区総合庁舎内	03-3697-7511
江戸川 都税事務所	〒132-8551 江戸川区中央4-24-19	03-3654-2151

□ 都税事務所・都税支所（多摩）

所名	所在地	電話(代表)
八王子 都税事務所	〒192-8611 八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎内	042-644-1111
青梅 都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内	0428-22-1152
町田 都税支所	〒194-8540 町田市中町1-31-12	042-728-5111
○八王子都税事務所(青梅・町田都税支所)の担当地域 八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町		
立川 都税事務所	〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内	042-523-3171
府中 都税支所	〒183-8549 府中市宮西町1-26-1	042-364-2288
小平 都税支所	〒189-0014 東村山市本町1-23-9 東京都小平合同庁舎内	042-306-1891
○立川都税事務所(府中・小平都税支所)の担当地域 立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市		

□ 支庁

所名	所在地	電話(直通)	担当する地域
大島	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1	04992-2-4423	大島町、利島村、新島村、神津島村
三宅	〒100-1102 三宅村伊豆642	04994-8-5013	三宅村、御蔵島村
八丈	〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2	04996-2-4511	八丈町、青ヶ島村
小笠原	〒100-2101 小笠原村父島字西町	04998-2-3230	小笠原村

□ 東京都主税局ホームページ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

旅館・ホテルの経営者の皆様へ

宿泊税の手引

東京都主税局課税部課税指導課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 22階

電話 (03)5388-2969 (ダイヤルイン)

令和8年4月版